

Q

① 令和 8 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

TA TF RA SA チャットリダー (該当に○をしてください。) 適用期間は令和8年4月から令和9年3月までとみなします。  
 学生番号

所轄税務署長等 渋谷税務署	給与の支払者の名称(氏名)	学校法人 青山学院	フリガナ あなたの氏名	あなたの生年月日	あなたとの続柄		従たる給与についての扶養控除等申告書の提出提出している場合には、○印を付けてください。
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。 3 0110 0500 0353	あなたの個人番号	*記載不要*	あなたとの続柄		
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	渋谷区渋谷4-4-25	あなたの住所 又は居所	郵便番号	配偶者の有無	有・無	

以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族(※32.1.1以前生)	本年中の所得の見積額	非居住者である親族(注1)	住所又は居所	異動月日及び事由 本年中に異動があった場合に記載してください (以下同じ。)																		
		あなたとの続柄	生年月日	特定扶養親族 特定親族 (平16.1.2生～ 平20.1.1生)	生計を一にする寡妻																					
A 源泉控除対象配偶者		*記載不要*			円																					
B 源泉控除対象親族(16歳以上) (平23.1.1以前生)	1	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																					
	2	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																					
	3	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																					
	4	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																					
	5	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払																					
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>本人</th> <th>同一生計配偶者</th> <th>扶養親族(注2)</th> </tr> <tr> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>( )人</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>( )人</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>( )人</td> </tr> </table>		区分	該当者	本人	同一生計配偶者	扶養親族(注2)	一般の障害者				( )人	特別障害者				( )人	同居特別障害者				( )人	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生		障害者又は勤労学生の内容	異動月日及び事由
区分	該当者	本人	同一生計配偶者	扶養親族(注2)																						
一般の障害者				( )人																						
特別障害者				( )人																						
同居特別障害者				( )人																						
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者		氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由																

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

住民税に関する事項 16歳未満の扶養親族 (平23.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	本年中の所得の見積額	異動月日及び事由	
	1		*記載不要*						
2		*記載不要*							
3		*記載不要*							
退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族	氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族	本年中の所得の見積額	障害者区分	異動月日及び事由
		*記載不要*				<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払 <input type="checkbox"/> 留学		<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親

◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
 ◎この申告書は、2か所以上から給与の支払いを受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、令和8年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
(2) この申告書に記載すべき事項が令和7年においてその給与の支払者を通じて提出した申告書に記載した事項から異動がない場合には、その記載すべき事項に代えて「異動がない旨」を記載した申告書（以下「簡易な申告書」といいます。）を提出することができます。簡易な申告書の提出に当たっては、国税庁ホームページに掲載している「記載のしかた」をご確認ください（表面の二次元コードからもご確認ください）。
(3) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
(4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは、源泉控除対象配偶者に係る配偶者（特別）控除、源泉控除対象親族に係る扶養控除又は特定親族特別控除及び障害者控除等の控除額の全額が控除されない場合には、源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
(5) 年末調整において、基礎控除、配偶者（特別）控除又は特定親族特別控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」、「給与所得者の配偶者控除等申告書」又は「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を作成し、令和8年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者に提出する必要があります。

2 記載についてのご注意

- (1) この申告書を簡易な申告書として提出する場合には、「あなたの氏名」、「あなたの住所又は居所」及び「あなたの個人番号」欄に記載し、前年に提出した申告書に記載した事項から異動がない旨を余白欄に記載してください。
(2) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族、年齢16歳未満の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
(3) 「給与の支払者の法人（個人）番号」欄には、この申告書を受領した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー（個人番号）を記載してください。
(4) 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
(5) 源泉控除対象親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族である場合には、同欄の「その他」にチェックを付けてください。また、源泉控除対象親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族・特定親族」欄の「特定扶養親族」に、特定親族である場合には、同欄の「特定親族」にチェックを付けてください。
(6) 「令和8年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記載してください。所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額が給与所得の金額となります。なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等については、源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族等の判定の基礎となる所得には含まれません。
(7) 源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。また、源泉控除対象親族が非居住者である場合には、次のとおり、「非居住者である親族」欄の該当する項目にチェックを付けてください。
イ その親族の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合…「16歳以上30歳未満又は70歳以上」
ロ その親族の年齢が30歳以上70歳未満で一定の要件を満たす人（下記4）のうちに該当する人…「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目（2以上の項目に該当する場合はいずれか1つ）
（注）「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続き1年以上国内に住所を有しない人をいいます。
(8) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和8年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください（その非居住者が「特定親族」である場合にはこの欄に記載する必要はありません）。
(9) 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
イ 障害者（特別障害者）…障害者の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの障害者（特別障害者）に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名（特別障害者であるときは同居の有無）、マイナンバー（個人番号）（※、住所又は居所、生年月日、あなたのと続柄が令和8年中の所得の見積額（これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「源泉控除対象親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます）。
また、その同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和8年中にその同一生計配偶者又は扶養親族に送金等をした金額の合計額（送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します）。
（注）一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
ロ 勤労学生…学校名と入学年月日及び令和8年中の所得の種類とその見積額
（注）養親又はひとり親のみに該当する人については、この欄の記載を要しません。
(10) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、扶養親族等（控除対象配偶者、障害者である同一生計配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、障害者である扶養親族又は特定親族をいいます。）を他の所得者の扶養親族等として、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。
(11) 「住民税に関する事項」欄は、①扶養親族のうち年齢16歳未満の人を有する場合及び②退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下Dに同じ。）の支払を受ける配偶者（所得の見積額が133万円以下である人）に限ります。扶養親族又は特定親族を有する場合並びに③養親又はひとり親に該当する場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族を有する場合に限ります。）に記載してください（住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含まれないこととされています）。退職手当等の支払を受ける年齢16歳未満の扶養親族について、退職所得を含む所得の見積額が58万円を超える場合には、「16歳未満の扶養親族」欄は記載せず、「退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族」欄のみ記載します。また、「控除対象外国外扶養親族」欄又は「非居住者である親族」欄に記載した場合には、下記3）の確定申告を令和9年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

3 添付書類

- (1) 年途中で転職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年途中で従たる給与を支たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与の支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
(2) 「A」～「C」欄に記載した親族が非居住者である場合に必要添付書類等、手続の詳細は、国税庁ホームページに掲載している「非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご確認ください。
(3) あなたが、勤労学生である場合（専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生の場合に限ります。）には、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。



非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ

4 扶養親族等の範囲

Table with 10 rows detailing the scope of dependent family members. Each row includes a category (e.g., ①同一生計配偶者) and specific conditions for eligibility, such as income limits and relationship requirements.

令和 8 年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

基・配・特・所

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	学校法人 青山学院	(フリガナ)	
扶養税務課	給与の支払者の法人番号	3 0110 0500 0353	あなたの氏名	
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	渋谷区渋谷4-4-25	あなたの住所又は居所	

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)		円

○ 控除額の計算

<input type="checkbox"/> 132万円以下	95万円	区分Ⅰ
<input type="checkbox"/> 132万円超 336万円以下	88万円	
<input type="checkbox"/> 336万円超 489万円以下	68万円	
<input type="checkbox"/> 489万円超 655万円以下	63万円	基礎控除の額
<input type="checkbox"/> 655万円超 900万円以下	58万円	
<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下	48万円	円
<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下		
<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,350万円以下	32万円	
<input type="checkbox"/> 2,350万円超 2,400万円以下		
<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下		
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

※「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
	*記載不要*	
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所		非居住者である配偶者 生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)		円

○ 控除額の計算

		区分Ⅱ										
		④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」)										
		①	②	③	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超130万円以下	130万円超133万円以下
区分	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	

判定:  58万円以下かつ年齢70歳以上(昭31.1.1以前生) (老人控除対象配偶者に該当) (1) 配偶者控除  
 58万円以下かつ年齢70歳未満 (2) 配偶者控除  
 58万円超95万円以下 (3) 配偶者特別控除  
 95万円超133万円以下 (4) 配偶者特別控除

配偶者控除の額: 円  
 配偶者特別控除の額: 円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等

(フリガナ) 特定親族の氏名	特定親族の個人番号	あなたとの続柄	特定親族の生年月日(平15.1.2生~平19.1.1生)	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族 生計を一にする事実	特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1	*記載不要*		平成 年 月 日			円	円
2	*記載不要*		平成 年 月 日			円	円

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の☆欄のみを記載)	☆扶養親族等 (フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	★特別障害者 特別障害者に該当する事実 <input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書のとおり
<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者が特別障害者 (右の☆欄及び☆欄を記載)		*記載不要*	明・大・昭 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び☆欄を記載)		あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の左記の者の本年中の合計所得金額の見積額	
<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満 (平15.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)		円	円	

(注) 1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。

◆各申告書の記載に当たってのご注意◆

1 これらの申告書は、令和7年12月1日以後に行う年末調整において基礎控除、配偶者（特別）控除、特定親族特別控除又は所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に、令和7年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者（2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」を提出した給与の支払者））に提出してください。

- (注) あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が2,000万円を超える場合には、年末調整は行われません。
2 「基礎控除申告書」及び「配偶者控除等申告書」は、次の場合に併せて記載してください。
(1) あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
(2) 上記(1)以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください（「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。）。
3 「特定親族特別控除申告書」は、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする場合に記載してください。
4 「所得金額調整控除申告書」は、年末調整において所得金額調整控除を受けようとする場合に記載してください。
なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除を受けることはできません。
5 「配偶者控除等申告書」、「特定親族特別控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の「個人番号」欄については、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
6 非居住者（※）である親族について配偶者（特別）控除又は特定親族特別控除を受けようとする場合は、その親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提出し、又は提示する必要があります。詳しくは、国税庁ホームページに掲載している「非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご覧ください。



非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ



合計所得金額の計算について

各申告書の合計所得金額について

各申告書の「本年中の合計所得金額の見積額」欄の記載に当たっては、国税庁ホームページに掲載している「合計所得金額の計算について」をご参照ください。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

1-1 申告についてのご注意

あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円を超える場合には、基礎控除の適用を受けることができません。

1-2 記載についてのご注意

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」欄により計算した合計所得金額の見積額に基づき「判定」欄にチェックを付け、その該当する控除額（95万円、88万円、68万円、63万円、58万円、48万円、32万円又は16万円）を「基礎控除の額」欄に記載してください。

なお、「判定」欄にチェックを付けた項目が(A)～(C)に該当する場合は、その該当する区分(A～C)を「区分I」欄に記載してください（「配偶者控除等申告書」を記載する必要が無い場合は、「区分I」欄の記載は必要ありません。）。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

2-1 申告についてのご注意

(1) あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又はあなたの配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が2,015,999円）を超える場合には、配偶者（特別）控除の適用を受けることができません。

- (2) あなたの配偶者が、あなた以外の所得者の扶養親族若しくは特定親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、配偶者（特別）控除の適用を受けることができません。
(3) 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

2-2 記載についてのご注意

- (1) 「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」欄により計算した合計所得金額の見積額に基づき「判定」欄にチェックを付け、その該当する区分(①～④)を「区分II」欄に記載してください。
(2) 「基礎控除申告書」の「区分I」欄(A～C)及びこの申告書の「区分II」欄(①～④)にそれぞれ記載した区分を「控除額の計算」の表に当てはめて求めた控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に記載してください。
(注) 「基礎控除申告書」の「区分I」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分II」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者（特別）控除の適用を受けることはできません。
(3) 非居住者である配偶者について配偶者（特別）控除の適用を受ける場合には、「非居住者である配偶者」欄に○印を付け、「生計を一にする事実」欄に本年中にその配偶者に送金等をした金額の合計額を記載してください。

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

3-1 申告についてのご注意

- (1) 「特定親族」とは、あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円超188万円以下）の人をいいます。
(2) あなたの親族が、2人以上の所得者の特定親族に該当する場合には、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。この他にも特定親族特別控除の適用を受けることができない場合がありますので、国税庁ホームページに掲載している「記載のしかた」をご確認ください（この申告書表面の二次元コードからもご確認ください。）。

3-2 記載についてのご注意

- (1) 「特定親族の本年中の合計所得金額の見積額」欄に記載した金額を「控除額の計算」の表に当てはめて求めた控除額を「特定親族特別控除の額」欄に記載してください。
(2) 非居住者である親族について特定親族特別控除を受ける場合には、「非居住者である特定親族」欄に○印を付け、「生計を一にする事実」欄に本年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。

◆所得金額調整控除申告書◆

4-1 申告についてのご注意

- (1) あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、所得金額調整控除を受けることができません。
(2) 所得金額調整控除には、夫婦共働き世帯のように同じ世帯に所得者が2人以上いる場合において、特別障害者や扶養親族1人ごとに、同一世帯内のいずれか1人の所得者にのみ適用されるという制限がありません。したがって、夫婦ともに給与の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に年齢23歳未満の扶養親族である子が1人いるような場合には、その夫婦双方が、この控除を受けることができます。
(3) 年末調整における所得金額調整控除の額については、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」の提出を受けた給与の支払者）が計算することになります（最大15万円）。
(4) 所得金額調整控除申告書の注2の用語の説明は次のとおりです。

イ 特別障害者

次のいずれかに該当する人をいいます。

- ① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人
② 精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、障害等級が1級の人
④ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人のうち、障害の程度が1級又は2級の人
⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている人のうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人
⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
⑦ 常に就労を要し、複雑な介護を要する人
⑧ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上（昭和36年1月1日以前生）の人で、その障害の程度が①、②又は④に該当する人と同程度である人として市町村長、特別区の区長や福祉事務所長の認定を受けている人

ロ 同一生計配偶者

あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積額が58万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円以下）の人をいいます。

ハ 扶養親族

あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積額が58万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円以下）の人をいいます。

なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、本年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人も扶養親族に含まれます。

4-2 記載についてのご注意

- (1) 所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください（該当者が複数人いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません。）。
(2) 「★特別障害者」欄の「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載してください（特別障害者に該当する人が「扶養控除等申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、特別障害者に該当する事実の記載に代えて「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。）。